

特別養護老人ホームヴィラ桜坂 利用料金表

第13版

第13版(令和1年10月より運用)

■介護報酬

基本サービス費(単位)

1日あたり		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①	ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費	646単位	714単位	787単位	857単位	925単位

加算

1日あたり		備考	
②	看護体制加算Ⅰ(イ)	12単位	
	看護体制加算Ⅱ(イ)	23単位	
	夜勤職員配置加算Ⅱ(イ)	46単位	
	サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	18単位	サービス提供体制強化加算もしくは日常生活支援加算のいずれかを算定
	日常生活継続支援加算	46単位	
	栄養ケアマネジメント加算	14単位	栄養ケア計画に承認した日より算定
	低栄養リスク改善加算	300単位	※月1回算定 対象者のみ
	再入所時栄養連携加算	400単位	※医療機関に入院した後の再入所した場合に1回に限り算定。
	口腔衛生管理体制加算	30単位	※月1回算定
	口腔衛生管理加算	90単位	※月1回算定 対象者のみ
	褥瘡マネジメント加算	10単位	※月1回算定 3月に1回を限度とする
	初期加算	30単位	※入居日より30日間に限り算定
	入院・外泊時費用	246単位	※入院・外泊をした場合に6日間分を上限として算定
	若年性認知症入所者受入加算	120単位	
看取り加算Ⅰ	(死亡日以前4日以上30日以下)	144単位	
看取り加算Ⅰ	(死亡日の前日、前々日)	680単位	
看取り加算Ⅰ	死亡日	1280単位	
③	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(基本単位①+加算単位②)×8.3%単位	※少数点以下四捨五入
④	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(基本単位①+加算単位②)×2.7%単位	※少数点以下四捨五入

【単位数の単価】 知多市 1単位=10.14円 介護報酬1単位あたりの単価は、地域によって異なります。

1ヶ月あたりの介護報酬に関する自己負担金額の計算方法

利用料総額

(①基本サービス費の利用日数分+②加算の利用日数分+③介護職員処遇改善加算+④介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ)×10.14円

自己負担金額は、介護保険負担割合証に記載のある割合で計算します。(1割、2割、3割のいずれか)

※1円未満の端数切捨て

■サービス利用料金

		1日あたり	備考
④	食事に係る自己負担額	負担段階3	650円
		負担段階2	390円
		負担段階1	300円
⑤	居住に係る自己負担額	負担段階3	1310円
		負担段階2	820円
		負担段階1	820円

「介護保険負担限度額の認定」を受けられている方はそれぞれの自己負担限度額が異なります。段階は市民税の課税状況、世帯の課税状況等によって異なります。

		1ヶ月あたり	備考
⑥	事務管理費	2,000円	医療費や日用品費、嗜好品等の買い物の立て替えと代金の請求事務等にかかる事務管理費を頂きます。(別な契約を交わした場合を除き、財産・預貯金の管理の代行は致しません。)

■その他、日常生活に要する自己負担金

医療負担金	実費	衣類・嗜好品等	実費
個人が選定する特別食	実費	レクリエーション・クラブ活動材料費	実費
理容・美容サービス	実費		